

Title	「減損会計」と商法
Sub Title	Impairment of fixed assets on Commercial Law
Author	宮島, 司(Miyajima, Tsukasa) 島原, 宏明(Shimahara, Hiroaki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1998
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.71, No.4 (1998. 4) ,p.1- 24
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19980428-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「減損会計」と商法

- 一 はじめに
- 二 商法上の減損会計
 - (一) 減損会計制度の沿革
 - (二) 「減損」と損益計算思考
- 三 現行商法上の減損概念
 - (一) 減損処理の必要性
 - (二) 対象となる固定資産
 - (三) 「予測スルコト能ハザル減損」
 - (四) 「相当ノ減額」
- 四 商法の会計規定の存在理由と商法三四条二号
- 五 結びに代えて

宮島
原島
宏
明司

一 はじめに

近時、いくつかの金融機関における大量の不良債権の発生や、ゼネコンあるいは不動産会社における棚卸不動産の評価減などが明らかとなるにつれて、取得原価で評価されている貸借対照表上の資産価額の信憑性の低下が問題とされてきている。右肩上がり的高度経済成長時代とその後バブル景気による資産インフレが恒常的であった時期には、資産に含み益の発生していることが一般的であったためこのような問題が生じてこなかったのであるが、バブル崩壊後は資産デフレの傾向が顕著になったことから、資産や負債をできるだけ時価あるいは公正価値で評価すべきではないかという疑問が強く持たれることとなったためである。⁽¹⁾

この問題は、ひとりわが国においてのみ議論の対象とされているというのではなく、全世界的な共通の関心事でもある。つまり、前述した「長期性資産の減損」や「債権の減損」は、米国 FASB (Financial Accounting Standards Board) の基準書、英国 ASB (Accounting Standards Board) の FRED (Financial Reporting Exposure Draft)、国際会計基準委員会 (IASB・International Accounting Standards Committee) の公開草案などでそれぞれ取り上げられており、企業のグローバル化という観点からも既に無視することのできない重大な課題となっている。

このように、評価減に必要な資産をどのように評価することが適切であるかという問題はまさに今日的な課題とされており、本稿において検討されるいわゆる「減損会計」もその重大なテーマの一つとなっている。ここでは、そのうち米国 FASB の基準書第一二二号、英国 ASB の FRED 第一五号——Impairment of Fixed Assets and Goodwill——、国際会計基準委員会 IASB の公開草案第五五号などでそれぞれ取り上げられている事業用資産(営業資産)、中でも長期利用目的で保有する資産の「減損」を主たる検討対象とする。⁽²⁾

ところで、現在のわが国の商法は、固定資産の評価を取得原価主義に基づいて行なうべきものとし、その金額を減価償却の方法によって各会計期間に費用配分することとしているが、このような計画的な費用配分の結果としての資産の帳簿上の残存価額が予定外の原因により適正なものでなくなつたときについても、当該固定資産の状況に応じた損失を計上し、簿価を引き下げるべきものと規定している（商三四条二号）。この最後の場面が、いわゆる「減損」といわれるものであり、このように事業用の資産に「減損」と呼ばれる事象が生じたとき、これを期間損益にどのように反映させるのが現行の企業会計制度を支える基礎概念と整合した処理といえるのかが大きな問題とされる。

本稿は、「減損会計」に関する最近の世界的な傾向を念頭に置きながら、「減損」⁽³⁾に対して商法はいかなる態度を採るべきかという視点から、「減損会計」のあり方を模索しようとするものである。

二 商法上の減損会計

(一) 減損会計制度の沿革

現行商法三四条二号は、「固定資産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ附シ毎年一回一定ノ時期、会社ニ在リテハ毎決算期ニ相当ノ償却ヲ為シ予測スルコト能ハザル減損ガ生ジタルトキハ相当ノ減額ヲ為スコトヲ要ス」と規定しており、本条後段部分が「減損」といわれる場面であることは既に述べたとおりである。ただし、本条とりわけ後段部分の、わが国の商法上の起源について、それが実質的にいつの改正にあるのかを判断することはなかなか困難な問題である。

1 条文の上から見ても、また解釈からしても、少なくとも、ロエスレル草案、明治二三年旧商法、明治三二

年新商法ではなきさうである。なぜなら、ロエスレル草案では「当時ノ相場又ハ時価ヲ附スベシ」(二三条)とされ、明治二三年旧商法も文言の修正がなされたものの「当時ノ相場又ハ市場価値ヲ附ス」(三二条二項)という形でこれが維持されており、明治三二年新商法でも「其目録調整ノ時ニ於ケル価格ヲ附スルコトヲ要ス」(二六条二項)とされていただけだからである。いずれにしても、ロエスレル草案から新商法に至るまでの時期は、それぞれの計算規定の間には本質的な相違はなかったものといえる。⁽⁴⁾

2 問題は、明治四四年改正法である。その二六条二項は、「財産目録ニハ動産、不動産、債権其他ノ財産ニ価額ヲ附シテ之ヲ記載スルコトヲ要ス其価額ハ財産目録調整ノ時ニ於ケル価額ニ超ユルコトヲ得ズ」として評価の最高限を定めることとした。この規定の文言からすれば、時価以下の評価を明文をもつて認めるに至つたように読めるため、従来から実務において行なわれていた原価基準による評価が法律上も一部是認されたことを意味するといわれている。ところが、この改正については、営業用固定資産につき取得原価主義の採用がなされなかつたことに対する学説からの不満が燻つていた。⁽⁵⁾そして、この燻りは、同条の解釈論となつて現われてくる。学説の中には、「財産目録調整ノ時ニ於ケル価額」の解釈について、営業用固定資産の営業価値は取得価額または製作価額であると主張しきる者や、⁽⁶⁾同条の「価額」は時価を意味するとしつつも、固定資産については物価の下落を考慮すると、あくまでも時価にこだわつたのではかえつて法の精神に反する結果を招くこととなるから、同条の不文の例外として取得価額または製作価額より相当の減損額を控除した価額を附することも妨げないとする者も登場するに至つた。⁽⁷⁾もちろん、こうした考え方に対しては、同条の「価額」をもつて交換価値を意味するという前提に立つならば、固定資産についてののみ取得価額または製作価額を基準として評価することが許されることとは無理であるとの批判がなされたが、⁽⁸⁾法の規定にもかかわらず、既にこうした早い時期から、少なくとも学説の中には、減価償却の考え方の萌芽が見られていたことだけは確かであろう。ただ、この段階では、

物価の下落あるいは通常の物質的減価の範囲にとどまっていたと思われるところから、本稿でいう「減損」の概念が登場したとはいえない。

3 昭和一三年の商法改正も興味深い。商法三四条二項は「營業用ノ固定資産ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ取得価額又ハ製作価額ヨリ相当ノ減損額ヲ控除シタル価額ヲ附スルコトヲ得」とし、株式会社に関する商法二八五条は「財産目録ニ記載スル營業用ノ固定資産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ超ユル価額、取引所ノ相場アル有価証券ニ付イテハ其ノ決算期前一月ノ平均価格ヲ超ユル価額ヲ附スルコトヲ得ズ」と定めている。商法三四条二項は「固定財産ノ評価ハ清算ノ場合ハ格別ナルモ營業持続ノ場合ニ於テハ交換価値ニ依ルヨリモ寧口使用価値ニ従フヲ妥当トスベシ」⁽⁹⁾が立法理由とされ、商法二八五条は「株式会社に在りては所謂評価利益を作りて配当を大にし会社の基礎を危うくするの弊」⁽¹⁰⁾を避けることがその立法理由とされている。そこで、この両条文を併せ読むと、会社の固定資産の評価に関しては、まず商法三四条二項があり、価格下落の場合必ずしも時価によることは要しない（これにより実際の便宜を図る）。しかし、それだけでは反対に価格騰貴の場合騰貴した時価を基準とした評価が許されることとなり、これに従って利益を算出し配当することができることとなつてしまい、後に再び価格が下落した場合には巨大な損失を生じ会社の基礎を危うくするおそれができてしまう。そこで、商法二八五条が設けられたと考えることとなる。いづれにしても、両条は相まって固定資産の評価を交換価値から離し、使用価値に近づけようとしたものである⁽¹¹⁾。ただ注意しなければならないのは、この改正によってわが国の商法が基本的に取得原価主義に立つたのではないという点である。商法三四条一項は「財産目録調整ノ時ニ於ケル価格」としていたし、二項は「前項ノ規定ニ拘ラズ」としてあくまでも例外として把握されていたのであるから、商法上の財産評価は、流動資産たる固定資産たるを問わず、すべて時価によることをうると共に、原則として、それを超えられない。例外的に營業用資産についてだけは、時価にかかわらず、原価から相当の減損

額を控除した価額によりうるとし、株式会社においては原価を超えることができないとしたのである。⁽¹²⁾

本稿との関わりからする問題は、昭和一三年改正商法三四条二項「相当ノ減損額ヲ控除シタル」の意味である。この点、昭和一三年の改正は現実に行なわれている減価償却の会計慣行を明文化したものであること⁽¹³⁾、および法の解釈は健全な会計慣行によってなされるべきことから、会計上の正規の減価償却が強制されていると考えるのが一般的である。⁽¹⁴⁾

問題は「減損」についてである。右の規則的な減価償却のほかに、災害等の偶発的事情によって固定資産が滅失・損耗したとき、これは現実生じた損失を計上することであつて償却の觀念には入らないが、これもやはり「相当ノ減損額」に含ましめるべきであるとする。⁽¹⁵⁾ これらをもつて、昭和一三年商法改正法は、当該固定資産の時価を基準として評価するものではなく、換言すれば、財産計算の原理に基づくものではなくて、損益計算の原理に基づくものであると評価する者も登場するが、こうした考え方によれば、昭和一三年改正商法こそが「減損」の起源ということになるであろうし、⁽¹⁶⁾ 損益計算の原理を前提としてはじめて「減損」の概念が登場することとなる。ただ、当時、必ずしもそうした評価のみで統一されていたというわけではなく、減価償却などは財産計算と損益計算の妥協を図つたものであるとの見方もあつた。⁽¹⁷⁾ したがつて、こうした考えからは、損益計算と「減損」との直接的なつながりはないということになるのである。

4 このように、一部ではあるが損益計算の原理が取り入れられてきたのが昭和一三年改正商法であり、解釈上も損益計算との関連で「減損」概念が採用されたのもこの改正法においてであるが、商法の計算規定がいわゆる財産計算から損益計算へと大転換を行なつたのは昭和三七年商法改正である。ただ、同年の改正時における固定資産の評価に関する規定は株式会社法中にあり、商法二八五条ノ三は次のように定めていた。

第一項 「固定資産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ附シ毎決算期ニ相当ノ償却ヲ為スコトヲ要ス」

第二項 「固定資産ニ付予測スルコト能ハザル減損ガ生ジタルトキハ相当ノ減額ヲ為スコトヲ要ス」

この規定と内容的にはほぼ同様のものが、現行の固定資産の評価に関する規定として商法総則中に組み込まれているが、これは昭和四九年改正時に、固定資産の評価は一般原則に委ねることが適当であると考えられたためである。したがって、昭和三七年の改正時に、損益計算原理を基礎とした商法体系の中に、はじめて株式会社の固定資産評価についての特則規定として旧第二八五条ノ三が設けられたのであるから、特則規定であることは別にしても、新制度上の固定資産の評価としてはこの年の改正に起源を求めることができる。「減損」についての規定も、法文上に登場し、会計上の処理が確定的に認知されたのがこの昭和三七年改正商法においてである。

この点、前述したように、旧計算思考（財産法主義）の昭和一三年改正商法の下でも、資産評価について「原価が顔を覗かせ、また初めて繰延資産の計上を認めたところに、期間損益計算の考え方の芽生えが見える」の叙述¹⁸⁾や3において述べたような指摘もなされており、こうした見方からすれば、必ずしも昭和三七年改正法にその起源を求めなければならない必然性はないようにも思われる。つまり、具体的にも、資産評価について、商法総則では時価以下主義を原則としつつ、固定資産についてはそれと原価から相当の減損額を控除した価額との選択を認め（昭和一三年改正商法三四条）、株式会社については特則として、固定資産に原価を超える価額を附すことを禁止（原価以下主義）していた（昭和一三年改正商法二八五条）が、この旧二八五条に関しては、株式会社における固定資産の評価について、旧三四条二項の減価償却を含む相当の減損額を控除しなければならないかも知れないからである。¹⁹⁾²⁰⁾

したがって、「減損」に関する形式的な起源を求めるとすれば昭和三七年改正法ということになるであろうが、既に「相当ノ減損額」なる文言が入られ、かつ解釈上も減価償却や「減損」が承認されていたという実質的・内容的な考察を行なった場合には、損益計算の原理が一部取り入れられ、あるいはその芽ばえが見えた昭和一三

年改正法にその起源を見出すことが適切であろう。

(二) 「減損」と損益計算思考

ところで、昭和三七年改正前の商法の（株式会社に関する）会計規定は、会社すなわち株主対会社債権者という図式を想定して、基本的には、期末における換価価値を財産目録という形式で把握し、そこから貸借対照表を作成するというものであった。いわゆる財産法思考の会計体系をとっていたのである。このような体系の下では、「財産ニ其目録調整ノ時ニ於ケル価格ヲ附スル」ことが要求されてくるため、そもそも「減損」という概念そのものが出てこない。昭和一三年改正法も基本的にはこうした財産法思考を採用していたが、前述してきたように、固定資産の評価については損益法思考が取り入れられたところから、それ以前の会計体系とは異なるものと観察することが妥当であり、そこに「減損」会計の基礎もあるものと考えられる。

これに対して、現行商法は誘導法による貸借対照表の作成を命じ（商三三条二項）、かつまた固定資産の評価を取得原価主義に基づいて行なうものと規定している（商三四条二号）。ここではボーイング・コンサーンとしての株式会社の財政状態および経営成績を各会計期間ごとに把握し、債権者の唯一の担保たる会社財産の過大な流出を防ぐため配当規制が目的とされると同時に、株式会社をめぐる利害関係者の適正な判断に資するために、収益力の把握のためのデータの提供がまた目的とされ、その結果いわゆる損益法主義による会計体系が採用されることとなっている。

この取得原価主義により評価された固定資産は、「公正ナル会計慣行」（商法三二条二項）に合致する減価償却の方法によってそれが収益に貢献する各会計期間に配分される。ただし、このような計画的な費用配分の結果としての資産の帳簿上の残存価額が予定外の原因により適正なものでなくなるときは、当該固定資産の状況に応じ

た損失を計上し、簿価を引き下げる必要が生じる。これは、配当規制という目的からみても、含み損失を抱えたままそれを考慮せずに配当が行なわれることは不都合であり、収益力の把握のための開示という目的からしても、たとえば使用価値がなくなり交換価値だけになってしまった資産は取得原価を基準として評価すべき根拠をもたないから、妥当な処理であるといえる。このような理由から商法三四条二号が規定されているのである。

なお理論的な背景については、西山教授が、予測不能減損は、それ自体が財産主義的思考の露出であるとされる⁽²⁾のに対して、會田教授は、「この規定の中に、いわば商法の財産法的思考の名残りが存しているとも解されるし、商法は費用ないし損失の認識について発生主義を厳格に適用しているとも解される……。」とされる⁽²⁾。そもそも、減価償却自体が土地のような使用しないし時間の経過によって価値の減じないものを除外しており、その根拠の中に交換価値的な要素が含まれているように思われるところなどからすると、損益法的思考自体が財産法主義から独立した純粹なものとしてはありえないのであり、その意味では損益主義的思考を前提とした減価償却の延長で減損をとらえることができるものと言いうるのではなからうか。

三 現行商法上の減損概念

(一) 減損処理の必要性

現行商法は、(商法上の)商人の会計帳簿に記載すべき財産の価額について規定する三四条一号において、「固定資産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ附シ……予測スルコト能ハザル減損ガ生ジタルトキハ相当ノ減額ヲ為スコトヲ要ス」と定めている。予測することができない減損が生じた場合には、当該固定資産の収益力が減少したことになるので、通常の減価償却とは別に評価額相当の減額が強制されているのである。損益計算思考の下

でも、事業用資産の未償却原価が「回収可能額」を超過していないかどうかを定期的にチェックし、簿価が過大であれば適宜評価を引下げるのは自然な手続だからである。これはフローの面から見れば、発生主義に基づく損失の認識ということになる。⁽²³⁾

現行商法上でも、期間配分の手続を原則としながら、簿価が過大となっていないかどうかを、ストック自体の価値と照らし合わせてチェックする手続は、棚卸資産（商二八五条ノ二）や市場性のある有価証券（商二八五条ノ六第二項）に適用される低価基準をみれば理解できるように、この「減損」の場合以外にも存在する。⁽²⁴⁾

(二) 対象となる固定資産

商法三四条二号は、固定資産の減価償却と減損について規定しているが、その対象となる固定資産の概念と範囲については、同条にも他の商法規定にも明文の規定が置かれていない。すなわち、わが商法は貸借対照表上の資産の内訳として、流動資産、固定資産、繰延資産の区分のみを要求し、流動資産と固定資産の区別あるいは固定資産の中の区分の仕方については規定していないのである（但し、株式会社に関しては、固定資産の中の区別について、計算書類規則五条が規定している）。しかしながら、商法三二条二項に規定されるところの「公正ナル会計慣行」は商法の法源と考えられるから、商法上の固定資産の概念もこれによって定まってくるものと解される。⁽²⁵⁾

① 有形固定資産

企業がその資産の性質に従い、長期にわたって継続的に使用することを目的として保有する設備である。⁽²⁶⁾ 具体的には、土地、建物、構築物、機械、装置、船舶、車両、運搬具、工具、器具、備品等の設備で、完成品の他、建造中の物もこれに含まれる。⁽²⁷⁾ 設備として使用する目的で取得したが本来の用途に使用することを止めて売却を予定している資産や、器具・備品などであっても耐用期間が一年以内のものは流動資産に属する。

したがって、これらのものであっても、製品として販売する目的で保有する資産などはここに該当せず、棚卸資産として流動資産に属する。「減損」との関係から問題となるのは、例えば長期滞留中の不良在庫のようなものである。このようなものは、実質的には長期利用目的の事業用資産と同質の側面を持つにもかかわらず、その形式的な特質からのみ流動資産に属するとされるところに不都合さが存する。

ところで、商法三四条二号は、株式会社についての資産評価の特則の適用されるもの（固定資産に属する金銭債権、社債その他の債券、株式その他の出資およびのれん（商法二八五条ノ四ノ二八五条ノ七）を除いては別段の限定を置いていないから、固定資産全般を対象とするものである。したがって、本来、土地なども原則として減損の対象となるはずであるが、一般には減価償却の対象とならない土地は減損の対象ともならないとされる。これら非償却性資産は、時の経過と共に価値が目減りするものとは考えられていないからである。つまり、通常の固定資産は物質的減価が起り得ることから当然に減価償却が行なわれ、減損もありうるのに対し、本質的には物質的減価を対象とする減価償却が、物質的減価の存在し得ない土地などに適用されないのは当然だからとするのである。²⁸⁾しかし、土地については、費用として実現されることがなくその本質が費用性資産でないため減価償却の対象とならないだけで、使用価値および交換価値に関しては他の固定資産と変わるものではなく、また市場価格もある程度客観的に把握することができるから、機能的減価が認められる限り、商法上はこれを減損の対象としても問題はないであろう。²⁹⁾

また、本来の用途に使用せず投資の目的で保有する土地、建物などは、有形固定資産の範囲に含まれるものではないが、有形固定資産に準じて商法三四条二号の適用があると考えるべきである。³⁰⁾

② 無形固定資産

企業において継続的に使用される無体財産権その他の利用権およびそれに関する事実関係のほか金銭債権以外

の債権を含むものとされている⁽³¹⁾。具体的には、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権、鉱業権、借地権などが含まれる。

減損の処理がこの無形固定資産にも適用されることは当然である。しかし、有形固定資産に関して述べたと同様に、償却性の無形固定資産と非償却性の無形固定資産についていかに考えるかの問題は残る。特に、これに関連して、わが国に独特のものである、ゴルフ会員権もその取扱は困難である⁽³²⁾。

ゴルフ会員権もまた土地と同様減価償却の対象とはならないものである。しかし、接待や福利厚生等に利用されることから、収益に貢献しうるものと考えられるし、市場価格を有するものであるから(ただ客観性という意味では不十分とも思えるが)、特に「公正ナル会計慣行」上、すなわちここでは会計理論上問題とならない限り、他の無形固定資産と同様に取り扱ってもよいものと解する。なぜなら、商法上、減損処理が問題となるとすれば、客観的な評価が困難であるため、恣意的な処理が行なわれ、その結果、株主の利益(特に利益配当請求権)が害される場合だからである。

③ 投資等

株式会社の場合には、さらに「投資等」が別個に区分されることとなる(計算書類規則五条)。この投資等とは、長期金銭債権や長期有価証券等であるとされている(計算書類規則二〇条、一二条)。ところが、商法自体は、社債、株式のような有価証券の評価については、保有目的の長短、すなわちそれが固定資産であるか流動資産であるかにかかわりなく、社債の評価には商法二八五条ノ五第一項、株式の評価には商法二八五条ノ六第一項という特別の規定を置いていることから、固定資産たる有価証券で取引所の相場のあるものについてもそのままこれを適用してもよいか問題となる。この点は、取引所の相場のある社債または株式に流動資産の低価評価に関する規定を準用している商法二八五条ノ五第二項前段および二八五条ノ六第二項の規定の準用は、「流動資産」たる

社債または株式に限定すべきであり、「固定資産」たる社債または株式であつて取引所の相場のあるものについては商法三四条二号を適用すべきであると考えている。⁽³³⁾ 長期保有目的の有価証券について低価基準をとることは適當ではないからである。

(三) 「予測スルコト能ハザル減損」

予測不能な減損についてその発生原因は問われておらず、災害、事故などを原因として生ずる物質的減損と、新製品、新技術などの出現を原因として生ずる機能的減損（陳腐化や不適応化）を含むものとされている。⁽³⁴⁾ ただし、無形固定資産については、その性質上、物質的減損は考えられないから、機能的減損のみが対象となる。⁽³⁵⁾

現行商法は、固定資産の評価について、原則として取得原価主義を採用し、各会計期間における「相当ノ償却」を強制している。その結果、各会計年度末における資産評価は取得価額から減価償却累計額を差し引いたものとなる。ただし、これは各会計期間の収益に対応する費用の配分のためのものであり、当該資産の収益に対する貢献の状況が異なる状況になつた場合、すなわち物質的あるいは機能的な減価が生じたり、用途が変り、さらに遊休資産となつた場合には、別の基準から資産の評価がなされるべきものである。従来、商法學上、用途の変更や遊休資産化について触れた文献は見当たらないが、これらの現象は機能的減価の結果であろうから、この場合も商法三四条二号の対象となるものと考えてよい。

なお、減損と臨時償却の間にかなる相違点があるかについても考えて見なくてはならない。商法三四条二号前段の減価償却が、物質的減価ないしは機能的減価の発生を予測して評価すべきものである以上、減価償却計画を立てるにあつて予測できたはずの減損の発生は、減価償却不足額の修正すなわち前期損益修正の問題として取り扱うべきである。本来予測できたはずであるのにたまたま予測しなかつたために生じた償却不足額は前期損

益修正として必ず臨時償却すべきことは商法上当然であり、それはむしろ三四条二号前段（相当の償却）の問題である。⁽³⁶⁾したがって、後段の減損額に機能的減損が含まれるとはいっても、それは、物質的減損と同様、減価償却計画上まったく予測できない純粋に偶発的なものに限られると考えなければならぬ。この点、両者の違いが明瞭にされるべきであるとの要請は出てこようが、果たして、それが法の役割であるのか、あるいは会計慣行ないしは会計規範の役割であるのか、問題は残ろう。⁽³⁷⁾

（四）「相当ノ減額」

固定資産の全部が毀損し使用廃止となった場合には、その未償却額全部を減額することになるが、修繕によって使用可能となる場合には、修繕費相当額が減損額となる。⁽³⁸⁾この点、実際に修繕が行なわれたときに、それに要した費用をその会計期間において費用として認識する処理も考えられるが、これによると、修繕が行なわれるまでは減損の処理が行なわれないこととなり妥当ではない。⁽³⁹⁾

固定資産の一部毀損の場合に減額すべき額は、残存部分の使用価値が毀損前の使用価値に占めるべき割合をその固定資産の未償却残額に乗じた額であると解されている。⁽⁴⁰⁾この点、残存部分の再取得価額とする考えもありうるが、継続的に使用される固定資産については、時価主義ではなく原価主義が採られている以上、適当ではない。⁽⁴¹⁾予測できない陳腐化等の経済的原因によって固定資産に減損が生じたときは、その固定資産が経済的に使用可能である限り、耐用年数の短縮という形をとって現われるものと考えられる。この場合には、陳腐化等の発生したときにおける未償却額を、短期となった耐用年数の残存期間にわたって（繰延）償却する方法と、陳腐化が起ったため短期となった耐用年数によって当初から償却したとすれば償却すべき額と既償却額との差額を一時に償却する方法とが考えられる。商法旧規定第二八五条ノ三第二項（現行商法三四条二号にそのまま維持されている）

が、予測できない減損の生じたときは、相当の減損をすることを要求していたのは、後の処理を要求するものと考えられる。⁽⁴²⁾ 前の処理であれば、償却によって解決のつくことだからである。⁽⁴³⁾⁽⁴⁴⁾

四 商法の会計規定の存在理由と商法三四条二号

商法は、個人の自由と平等を基調とするところの私法という分野の中にあつて、マクロ的な視野から自由な取引を保障するための一定の枠組を構成するため、強行法的に各種の制度を定めており、商業帳簿の作成についての会計規範もまたその枠組を定めるためのものにほかならない。商法三四条二号が、「予測スルコト能ハザル減損ガ生ジタルトキハ」とだけして、その具体的な基準を解釈に委ねているのもそれ故である。

社員が有限責任しか負わない会社については、配当規制という目的が（開示目的と並んで）存在する以上、商法の計算に関する規定は、商業帳簿の作成（株式会社会社にあつては計算書類の確定）という行為についての「効力規定」と解さざるを得ない。

私法というものが当事者間の「利益衡量」の体系であり、「最低限の道徳」として国家権力による一定のサンクションを後ろ盾にする以上、あくまでもギリギリの最低ラインを示すものでしかありえない。また、現在のわが国における発達した会計学の現状を勘案しても、商法に対して指導的な役割が要求されるべきではない。⁽⁴⁵⁾ 積極的な役割があるとすれば、商法に細かい基準が盛り込まれていないために、規制の目的を異にする法人税法が商法上要求される商業帳簿等の作成基準とされてしまうこと（逆基準性⁽⁴⁶⁾）を防ぐとだけであろう。昭和四九年の商法改正によって新設された商法三二条二項の包括規定が、商業帳簿の作成に関する規定の解釈について「公正ナル会計慣行」を斟酌すべき旨を規定していることには、その意味での価値もある。

会計技術上の問題に関しては、商法の介入は無意味である。なぜなら、純粹に会計理論上正当な規範に反する商法規定は、解釈論上は補正解釈により修正されなければならないし（立法論的には削除されなくてはならない）、また会計技術上当然とされる問題は、成文化しても単なる注意規定にとどまるからである。これに対して、会計制度における種々の会計政策上の規範に対して、商法が、特に効力規定をもってどこまで介入すべきかは、それぞれの時代的な背景に応じた利害関係者間の商法上の政策によって決まるべきである。そのボーダーラインは、商法が対象とする利害関係者間の利益衡量上のバランスを保つために、法律上、（計算書類の確定等の法律行為を）無効化することで初めてバランスがとれるという程度に実質的なアンバランスが生じているとの認識に存するものと思われる。⁽⁴⁷⁾

このような観点からすれば、減損処理自体は明らかに会計理論上のものであり、少なくとも損益法に基づくこの明確な現行商法においては、本来行なわれなければならない性質のものである。また、商法の会計規定は配当規制のみならず、開示を前提とした収益力の把握にもあるとされるが、このいずれの面からも、かかる処理が妥当なものであることは明白である。したがって、現行商法三四条二号は注意的な規定としてとらえることができるであろう。

五 結びに代えて

本稿は、これまでほとんど商法學上取り上げられることのなかった「減損」について、網羅的にその論点を検討したものである。世界的・時代的な要請からして、企業会計全体の見直しが急務とされており、「減損会計」もまたその重大なテーマの一つとされているがゆえの試みとして、何らかの意義のあるものと考えている。商法

学からこの「減損会計」を見たとき、企業会計の体系が現在のまま維持されることを前提とする限り、商法の明文上必要最低限の規制はなされており、商法の役割はそれで充分であろうと考えている。本来の商法の役割は、商法が対象とする利害関係者の間(株主と会社債権者)の利益衡量のバランスを保つことであるから、これら利害関係者の利益衡量という観点からして簿価が過大であれば適宜評価を引き下げるのはきわめて自然な手続ということとなり、これが強制されてさえいけば基本的には足るからである。

そこで、最後に、国際会計基準 IAS 公開草案五五号が意見を求めているところから、これに関する商法学の立場からの若干のコメントを付して結びに代えることとする。

第一に、対象となる資産についてであるが、これに関しては既に検討した。ただし、減損に関しても、償却性資産と非償却性資産とで明瞭に分離すべきか否かは、両者の区別の根拠に関わるという意味で問題を含んでいることだけは指摘しておく。

第二は、減損を認識すべき状況および時点についてである。現行商法が固定資産の減損についての処理を認め、その具体的な基準については「公正ナル会計慣行」に委ねるという体系を採っている以上、解釈論上は「公正ナル会計慣行」に徴して個々の減損の適法性の有無が判断されることとなる。ただ、このようなある種の一般条項に依拠することにより、実務上は、減損処理を行なう基準が不明確になってしまい、かえって法的安定性ないし予測の可能性が損なわれ、その結果、ある場合には減損の処理という形を避けるという保守的な処理方法がとられてしまうというところに、法社会的な面からも問題が存することは否めない。

しかしながら、商法の会計規範への過度の介入は、処理の硬直化を招き、財務諸表ないしは計算書類の有用性を失わせる恐れなしとしないのみならず、細則を成文化してしまうと、それさえクリアしていればよしとする風潮をも招きかねない。⁽⁵⁾ 個々の問題についての「公正ナル会計慣行」自体の発達をまつというのが商法の採るべ

き態度であらう。⁽⁵²⁾

現行商法が減損の処理自体について積極的に規定している以上、その枠の中で何を契機として減損を認識すべきかは、会計学ないし会計理論の問題として会計技術や客観的な価値の把握のための技術の発展に委ね、それの時代にに応じて柔軟に対応すべきものであり、立法論的にみても、それ以上の規制は商法の守備範囲ではないように思われる。

第三に、アメリカのように、単に事実だけでなく、一定の検証も行なうといった、減損の認識に際して慎重なスタンスを採る必要があるか否かについてである(ちなみに質問では、「a)資産の回収可能額が簿価より低いときはいつでも、かつb)資産が属する現金生成単位が減損したときのみ」とされている)。

客観的に減損が生じているか否かがある程度まで把握できなければ、これが利益操作に使われる可能性があり、これを立法政策上の問題としてとらえ、商法が成文法をもって保守主義的な規制を行なうということは考えられないわけではない。しかし、前述してきたように、商法が会計規範に過度に干渉することは、企業会計の持つ種々の役割に対してその有用性を失わせる結果ともなりかねない。したがって、現状では何らかの会計基準によりその具体的な指針が示されれば充分であり、それが利益操作に用いられた場合には、「公正ナル会計慣行」に反する会計処理を行なった者(株式会社であれば取締役会およびそこに議案を提出した代表取締役)の民事上の責任の発生原因として評価すれば足るのではないかと考えられる。

第四に、何を基準に帳簿価額と現資産価値の差を認識するかが問題とされるが、これは純粹に会計理論上の問題であり、商法が積極的に関与すべき問題ではない。

第五に、戻入れの可否についてである。現行商法上、短期保有の株券などの有価証券や売掛金などについては、時価に応じた減額が認められていながら戻入れによる評価益の計上は認められないと解される⁽⁵³⁾。会計理論上は、

このような現金化を前提とする資産については時価評価した方が企業の財政状態を表わすには有用性が高いものとされようが、現行商法上の各種の資産評価における保守主義的な対応（もちろん過度の保守主義という批判はあるが）を全面的に見直すのでない限り、現状では減損についてのみ戻入れを認めることはできないであろう。

第六に、減損額を財務諸表上のどこで認識するかについてである。計算書類規則は、前期損益修正損益も異常損益も、共に損益計算書の特別損益の部に記載すべきこととしている（計算書類規則四二条）。減損に対する基準の画定が現行商法の中で行なわれる限りは、特にこの点について今議論すべきことはないように思われる。

(1) 実務上は、不動産の帳簿価額が実勢価格をはるかに下回っているため、巨額の売却損が一気に生ずる事態を恐れて不動産の処分がなかなか進まないといわれている。また、固定資産を無条件に原価評価し続けると、含み損を顕在化させずにある程度の利益を計上し続けながら、突然倒産するような場合がありうる（田中建二「固定資産の減損」企業会計四九巻八号七六頁）。

(2) IAS公開草案五五号では、棚卸資産、工事契約から生じる資産、繰延税金資産、IAS第三二号の範囲に含まれる金融資産、従業員給付から生じる資産を除くすべての資産が対象とされている。

SFAS二二一号では、使用目的で保有する長期性資産、使用目的で保有する特定の識別可能な無形固定資産（特許権、商標権など）、上記に関連するのれん、処分予定の長期性資産、処分予定の特定の識別可能な無形資産が対象とされる。

FR ED第一五号では、同第一三号の対象とする金融商品等の資産を除き、すべての有形固定資産、無形固定資産、のれんが含まれている。

(3) ちなみに、前記の公開草案等の発表されている国ないしは団体以外の主要な外国の制度を示しておく。

「ECC (EU) 会社法に関する第四指令」

三一条一項a号 「会社は、継続企業とし活動するものとする」

c号cc 「減価については、当該営業年度が損失を計上すると利益を計上するとを問わず、これを斟酌しなければ

ばならない」

三二条 「年次計算書類の掲記項目に関する評価は、取得又は製作価額主義に基づく第四条ないし第二条の規定に従って行う」

「一九八七年改正前ドイツ株式法」

一五四条一項 「その利用目的が時間的に限定されている固定資産の目的物については、取得または製作費用は、計画的減価償却または価額修正だけ減額されなければならない。その計画は取得または製作費用を正規の簿記の諸原則に相応する減価償却の方法で、その目的物が予想されることのできる営業年度に配分することを要する。」

二項 「その使用が時間的に限定されるか否かを問わず、固定資産の目的物については、その目的物を、……計上するために、計画外の減価償却または価額修正が行なわれることができる。……」

「ドイツ商法典」

二五三条二項 「……その利用が時間的に限定されているかどうかを斟酌することなく、固定資産である財産対象物については、決算日に付すべき、より低い価値で財産対象物を評価するために、計画外減額記入を行なうことができる。継続した価値低下が予想される場合には、計画外減額記入を行なわなければならない。」

五項 「第二項第三文……による、より低い評価額は、たとえ、その根拠がもはや存在しなくなった場合でも、維持することが認められる。」

「フランス商會会社法」

三四二条一項 「利益が存在せずもしくは不足する場合においても、貸借対照表を真正なものとするため、必要な償却および引当金の設定を行なわなくてはならない。」

二項 「固定資産の減価は、損耗によると技術革新またはその他の原因によって生じたものであると問わず、償却によって確認されなくてはならない。……」

(4) 弥永真生・企業会計法と時価主義一一四頁。ただ、立法論としては、株式会社の営業用固定資産については、時価に関係なく価格を付すことを認め、その他の資産については、時価および買入価格を最高限度として評価すべきとする者も登場し始めていたようである。

(5) 竹田省・商法総論三五五頁以下。

- (6) 松本烝治・商法原論二二五頁、竹田・前掲三五五頁、松波仁一郎・日本商法総則五〇四頁、西本辰之助・商法総論二四頁。
- (7) 松本・前掲三〇五頁。
- (8) 田中耕太郎・貸借対照表法の論理三三九頁。
- (9) 司法省民事局編・商法中改正法律案理由書二二頁。
- (10) 前掲・商法中改正法律案理由書一五六頁。
- (11) 奥野健一他・株式会社法概説二〇三頁。
- (12) 矢澤惇「財産評価と繰延勘定」田中耕太郎編・株式会社法講座第五卷一五四〇頁。
- (13) 第七三回帝國議會商法中改正法律案委員會議事抄録一四六頁。
- (14) 田中耕太郎・改正商法及有限会社法概説七九頁、矢澤・前掲一五六一頁。
- (15) 矢澤・前掲一五六二頁。
- (16) 矢澤・前掲一五六二頁。
- (17) 田中・前掲・改正商法及有限会社法概説七九頁。
- (18) 龍田節・新版注釈会社法(8)一〇頁。
- (19) 西山忠範・新版注釈会社法(8)一二五頁。
- (20) なお、旧三四条二項自体について、法文の文言にもかかわらず、正規の減価償却が認められるかどうかの問題は既に3において指摘したところである。
- (21) 西山・前掲一一三頁。
- (22) 會田義雄「企業会計法における財産評価規定」黒澤清編・体系近代会計学XI八五頁。
- (23) 會田・前掲八五頁。
- (24) 販売を目的として保有している棚卸資産や市場性ある有価証券の場合、「回収可能額」に相当するのは市場での取引価格である。これを超えるような簿価は過大であり、過大計上の事実が明らかとなったときはただちに評価を切り下げるべきである。低価基準はまさに「回収可能額」に着目した簿価の切り下げとみることができる。
- (25) 流動資産と固定資産は、営業循環基準および一年基準(one year rule)によって区別され、同様に固定資産内

の区分も「公正ナル会計慣行」によって行なわれる。

(26) 若杉明・精説財務諸表論〔改訂版〕一二六頁。

(27) 西山・前掲一二七頁。

(28) 西山・前掲一三四頁。

(29) そもそも償却性資産と非償却性資産とを分ける根拠自体の合理性に疑問の余地が存する。たとえば事業に供している土地についてもそれを賃貸した場合を考えれば、機会損失が発生しているわけであり、それを所有せずに賃借している場合と比較すれば機会利益は生じているはずである。このような面からすれば、固定資産としての土地にもある種の費用性はあるのであって、結局は交換価値が、使用しないし時間の経過によって減少するか否かという点が判断の基準に関わっているのではないかと疑問が残る。なお、農地のような場合には、収穫が漸減していくから、償却資産であるとする指摘も見られる(井上良二・財務会計の基礎理論改訂2版二一三頁)。

(30) 西山・前掲一二八頁。

(31) 若杉・前掲一二九―一三一頁。

(32) ここでは一般のゴルフ会員権についてだけ考えている。わが国のゴルフ会員権の中には、土地所有権あるいは株式が同時に内包されているような複雑なものも存在するからである。ただし、一般のゴルフ会員権でも、単に値上がりをまつて売るということを目的として保有する場合は、「投資」の部に計上されることとなる。

(33) 西山・前掲一二八頁、一三八頁。

(34) 矢澤・前掲一五六二頁、西山・前掲一三八頁。ちなみに、連続意見書では、機能的減価については臨時償却、物質的減価については臨時損失の計上としている(連続意見書第三の第一の三)。

(35) 西山・前掲一三八頁。

(36) 西山・前掲一三八頁、服部栄三「固定資産の評価」商事法務研究三一二号八頁。

(37) 中村教授は、これは規定の仕方の技術的な問題であるとし、現行商法の規定はドイツ株式法一五四条一項、二項の規定の仕方と同じであると指摘される(中村忠・新版株式会社会計の基礎二九―三〇頁)。但し、右のドイツ株式法一五四条は一九八七年に改正されている。

(38) 味村治「経理処理」石井照久Ⅱ有泉亨Ⅱ金沢良雄編・経営法学全集一〇巻一六〇頁、蓮井良憲「資産の評価」蓮

井良憲Ⅱ田村茂夫Ⅱ片木晴彦外・社会会計法五六頁。

(39) 味村・前掲一六〇頁。

(40) 味村・前掲一六〇頁、並木俊守・企業会計法論一五四頁。

(41) 味村・前掲一六〇頁。

(42) 味村・前掲一六〇頁、並木・前掲一五四頁。

(43) 味村・前掲一六〇頁。

(44) なお、このように考えると、耐用期間の修正の場合にも、修正後の耐用期間によって償却すべき額と既償却額との差額を一時に償却するかまたは戻し入れしなければならぬと解する必要があると思われる。耐用期間は、償却計画を立てるときに合理的に推定すべきであるが、その耐用期間が予想できなかった減損によって短期となった場合、商法においては償却不足分を一時に減額すべきものと考えている以上、予想できたのにかかわらず、誤って耐用期間を長期に予想したときも、償却不足分を一時に償却すべきものと考えないと均衡がとれないからである。味村・前掲一六〇頁。

(45) 日本公認会計士協会「企業会計制度の再構築に関するアンケート調査の結果」JICPAジャーナル(近刊)。

(46) 逆基準性に関しては、宮島司「連結納税と商法連結会計」経理情報(一九九七年五月)三九頁以下。また、この点は、税効果会計との関わりも問題となりそうである。商法上の観点から税効果会計を論じたものとして、宮島司「わが国における税効果会計への対応―商法学者の立場から―」会計ジャーナル(一九八八年一月)三七頁以下。

(47) 島原宏明「会計規範と法規範―会計学と商法学の交錯をめぐって―」駒澤大学法学部研究紀要五六号一二頁、一九九頁。

(48) 矢澤惇・企業会計法の理論一一七頁、同「計算規定の目的と構成」黒澤清Ⅱ番場嘉一郎監修・体系制度会計Ⅰ一八一頁、田村茂夫「総論Ⅱ社会会計法規制の目的・変遷」蓮井良憲Ⅱ田村茂夫Ⅱ片木晴彦外・社会会計法三頁。

(49) 最近のコポレート・ガバナンスに関する商法上の議論では、会社を廻る利害関係者として、株主および会社債権者の他に従業員をも含めて考えようとする立場も有力となっている。そのように考えた場合、企業会計自体についても再考される問題がでてくると思われる。ただ、われわれはそうのように考えてはいない。

(50) 若杉明「制度会計と一般に認められた会計基準」会計一二六卷二号一一頁。

(51) 島原・前掲八頁。

(52) 比較法的に見ても、前述した一九六五年ドイツ株式法一五四条(一九八七年改正前)は、その処理だけについて規定し、具体的な条件を「正規の簿記の諸原則(GoB)」に委ねていた。

(53) 田中誠二・再全訂会社法詳論下巻七五四頁、鈴木竹雄・竹内昭夫・会社法(新版)三二八頁、石井照久・会社法下巻二二七頁。商法学上は、このように切りはなし主義をとるのが通説である。未実現の評価益を計上すべきでないことは、公正な会計慣行および原理の要求するところであり、その慣行および原理が法の解釈をも決定するものであるからである。